

Klep Kloc 401 - B-(1-10)

合衆国外交政策「平和と戦争」より抜萃一九三二—一九四〇年  
四〇一—B(1)

この期間を通じて(一九三二—一九四〇)……  
我が政府は各方面に於て日本の侵略を阻止する  
手段として唱へられた経済的壓迫を採ることを  
屢々考慮して居た。尤も陸海軍の最高當  
局者を含む政府要路者の意見は日本向軍  
需品の輸出に對し輸禁政策を採用し適用す  
ることは我國を戦争に巻き込み兼ねぬ性質を  
持つ報復手段を日本が採るといふ大いなる危  
険を伴ふであらうと見ておた。官邊の現實派  
は殆ど強國に對して兵力の示威による支持は  
くして實質的なる経済的制裁或は輸出禁  
止を加へることは重大な戦争の危険を包蔵す  
ると謂ふことに意見が一致しておた。(五七頁)  
(三)一九三九年この「モラル・エンバゴ」は航空機  
生産必需物資及高級航空ガソリンの生産企  
画施設、技術情報による擴張され、かゝる措  
置の結果として「モラル・エンバゴ」の範圍に  
に於て航空機、航空器材の日本向輸出が中絶  
されるに至つた。(五八頁)  
(三)一九三九年七月我が政府は該條約に規定さ  
れた六ヶ月の期限満了に際して該條約終止  
の通告を行つた。この終止によつて合衆國は日

No. 1

本向物質の積出禁止に關する法的障礙を除かれた。(五九頁)

(四) 大統領は九月三十日國會臨時議會を召集した。國會に於ける演説に於て彼は武器輸出禁止の廢止を提言した。……一、二週間討議の後實質的に五月二十七日予備草案の案、外國貿易に従事する米國商船の武装禁止及び斯る船舶の交戦國港への貨物輸送禁止の條項を附加され十月四日制定された。(四六頁)

(五) 一九四〇年七月二日の輸出統制法は大統領に基礎戦争資材の輸出を國防上の目的に依り禁止し、抑制するの權限を與へた。この法により一九四〇年八月以來航空ガソリン及び諸種の工作機械の日本向輸出に對する免許が拒否された。九月鐵及肩鐵鋼輸出禁止が發表され、その後堀内日本大使はハル國務長官にこれか「非友誼的的行為」として考慮せられたり、或うとして十月八日抗議を行つた。(六三頁)

(六) 一九四一年七月三十日ルースウェルト大統領は在米日本資産凍結の政府命令を發した。この命令によつて政府は日本の利益の包含され、或るあり、或る經濟行為、輸出入貿易上の行為を統制し得るに至つた。而してこの結果と

して間も無く日米間貿易の實質的終止  
 が招來された。(八一—八三頁)

(四)この會談に於て大統領は日本大使に合衆  
 國か日本向油の輸出を許可して居る点に  
 注意を喚起した。然してこの措置は全く我  
 國が萬一この油の供與を禁止し或は抑  
 制したならば日本政府及び日本國民はそれ  
 を直ちに油の充分供給を確保するたため  
 蘭印に對して行動を起す動機或は口  
 實として利用するであらうことを認識して  
 ぬれかうであると言つた。……大統領  
 は若し日本が武力によつて蘭印の油資源を  
 獲得しようとするなら、蘭印は疑ふ余地なく  
 抵抗するであらうし英國も亦直ちにその援助  
 に赴くであらうかうその結果戦争が惹起され  
 るであらうと言つた。而して英國を援助する吾  
 國の建前から直ちに極めて重大な事能心が惹  
 起されるであらう。かゝる事を心にためた上で今  
 日までこの施策に向けられた激しい非難にも  
 拘らず日本向油の輸送が許されて来たので  
 あると彼は語つた。

本問題に關してルースベルト大統領は七月  
 二十四日白聖館の非公式な會談に於て論じた。  
 彼は我國及び英國の國防と言ふ見地から

Def Lac 401-B

No. 4

南太平洋に戦争の勃発するのを防ぐことの  
絶對に必要なる所以を説いた。彼は若し合  
衆國よりの油の供給が断たれたら日本は  
恐らく蘭印を攻撃し戦争が招来されたこと  
であらうとして、それ故日本に油が行くことを許して  
居る合衆國の政策は我々自身の為、英國の  
防衛の為又海洋の自由の為に南太平洋に  
戦争が起るのを防ぐに効果あつたものと  
語つた。(八一頁)

(一) 一九四一年十月九日大統領は中立法の修  
正に就き國會に説いた。(七四頁)

(九) 一九四一年十月十七日一九三九年の中立法第二  
三及六項を廢止する合同決議が國會を  
通過し大統領に依り承認された。(七五頁)

(十) 一九四一年十月三日の電報によりカルー大使  
は日本の現況に就き報告を行つた。彼は  
日本の財政的、経済的資源の涸渇が  
軍國としての日本の崩壊を直ちに招くと反す  
説を受け入れたことに就き警告を發した。  
彼は工業生産量の甚し低下、一般經濟  
界の損失及國家資源の涸渇にも拘らず、  
かゝる崩壊が現在まで起つて居らぬことを指摘  
し、その代りに日本國家經濟の徹底的反統合  
か行はれてゐることを指摘してゐる。而して彼は

No. 5

Ref Doc 401-B

現在までのところでは極東に於ける戦争を避  
けようの経済的壓迫が最上の手段であるとする  
説は全く支持されるべき根拠なく、反つて日本國民  
の性質を考へる時は経済措置を徐々に増  
大し嚴格に課することから戦争を避け得ると  
なる説に基いて、合衆國かその國策を行ふ  
ことは甚しく危険であると語り、大使館の  
見解は斯る方法によつては戦争を避けようこ  
とは出来ぬとしてぬ。

(八七頁)